

太田市保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的として、次条に規定する事業を行う市内の民間保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（地方裁量型認定こども園に限る。）及び地域型保育事業を実施する者（以下「保育所等」という。）に対し太田市保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」に規定する新型コロナウイルス感染症対策支援事業のうち、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）及びマスク等の衛生用品等の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業とする。

2 補助対象事業の実施については、次に掲げる事項に留意すること。

（1）感染症拡大防止を徹底するために、次に掲げる取組等に努めること。

ア 保護者との連絡等におけるICTの活用

イ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ

ウ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCA）の活用

（2）感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、かかり増し経費の支給や研修受講を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に努めること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表の第1欄に定める補助事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた保育所等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月17日から施行し、同年1月16日から適用する。

この要綱は、令和2年7月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策として行う事業）	1施設当たり ・定員19人以下 300,000円 ・定員20人以上59人以下 400,000円 ・定員60人以上 500,000円	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な経費	10分の10